

松任市農業協同組合青年部規約

昭和47年3月13日制定

第1章 総 則

- 第1条 この青年部は、松任市農業協同組合青年部という。
- 第2条 この青年部は、青年層の交流による意識の高揚を図り、地域社会の発展に寄与し、農業と自然を守り、盟友の理想を実現するために活動することを目的とする。
- 第3条 この青年部は、農業に関心があるかこの青年部の趣旨に賛同する松任市農協管内に在住又は勤務する青年をもって組織するものとし、この青年部に属するものを盟友とする。
- 第4条 この青年部は、事務局を松任市農業協同組合内におく。

第2章 事 業

- 第5条 この青年部は、第2条の目的達成のため、次の事業を行う。
1. 農業経営と農業協同組合事業への提言に関する事項
 2. 農業理解促進及び消費者との交流に関する事項
 3. 地域社会の発展に関する事項
 4. 青年の価値観の共有化と高揚に関する事項
 5. 青年の教養と知識の向上に関する事項
 6. 関係組織との連携と意思の反映に関する事項
 7. その他、目的達成上必要な事項

第3章 機 関

- 第6条 総会は、この青年部の最高意志決定機関であつて、この青年部盟友を以って構成し、過半数の出席を以って成立する。
- 第7条 総会は、委員長がこれを招集する。総会は、少くとも5日前に、日時、場所、目的を全員に通知しなければならない。但し、緊急を要する場合はこの限りではない。
- 第8条 総会は、通常総会と臨時総会に分ける。通常総会は、毎年1回1月にこれを開く。臨時総会は、次の場合にこれを招集する。
1. 委員長が必要と認めた時
 2. 監査委員が必要と認めた時
 3. 盟友の5分の1以上が、その目的を明示して役員会に要求した時
- 第9条 総会の議事は、出席者の過半数の同意によって成立する。賛否同数の場合、議長の決するところによる。
- 第10条 総会の議長は、出席者の中から選出する。
- 第11条 総会に附議すべき事項は、次の通りとする。
1. 規約の改廃
 2. 事業報告及び収支決算
 3. 事業計画及び収支予算

4. 役員選出
5. 会費の賦課及び徴収方法
6. その他の重要事項

第12条 総会の議事は、議事録に記載し、議長及び議事録署名人2名の捺印を要する。

第13条 この青年部に、役員会をおき、役員構成は次の通りとする。
委員長 1名 副委員長 若干名 支部長 4名 副支部長 9名
監査委員 3名 専門部長 3名
役員は、総会において選任する。

第14条 委員長は、この青年部を代表し、業務を統轄する。
副委員長は、委員長を補佐し、事故あるときはこれに代る。
支部長は、それぞれの当該支部を代表し、業務を統轄する。
副支部長は、支部長を補佐し、事故あるときはこれに代る。

第15条 役員会は、必要に応じて委員長が招集し、次の事項を附議する。
1. 総会に関する事項
2. この青年部の業務執行に関する事項
3. その他必要な事項

第16条 役員の任期は1か年とする。但し再選を妨げない。

第17条 この青年部に専門部をおくことができる。専門部の規定は、別途定める。

第18条 この青年部は農協4支店毎に支部を設けることとする。支部の規定は別途定める。なお、農協支店とは次の4支店とする。
中央支店 北星支店 西南支店 松南支店

第19条 この青年部に、顧問及び参加をおくことができる。顧問及び参加は、総会において推薦する。

第20条 この青年部の事務を処理するため、事務局を設け、事務局員を若干名をおくことができる。

第4章 会 計

第21条 この青年部の経費は、会費及び助成金をもってあてる。

第22条 この青年部の会計年度は、毎年1月1日より12月31日までとする。

附 則

1. 総会で選任された役員の任期は、第16条の規約に拘わらず、次に新しく役員が選任される総会までとする。
2. 本規約は、昭和47年4月1日より施行する。
(平成元年1月21日一部改正)
(平成7年1月28日一部改正)
(平成10年1月24日一部改正)
(平成13年1月27日一部改正)
(平成16年1月31日一部改正)

松任市農業協同組合青年部専門部規定

- 第1条 松任市農業協同組合青年部規約第17条により、次の専門部をおく。
企画部 農業理解促進部 地域交流部
- 第2条 各専門部には、それぞれ部長及び副部長をおき、部長が部を統轄する。
- 第3条 各専門部は、各支部の専門部長・副部長をもって構成する。
- 第4条 部長・副部長は、支部の専門部長・副部長の中から互選する。
- 第5条 専門部会の招集は、当該専門部長が委員長の決裁を得て行う。
- 第6条 専門部会は、各対策について協議し、役員会に報告、その議を得て部会活動を行う。
- 第7条 各専門部会の連絡協議会を開催することができる。

附 則

1. この規定は、昭和47年4月1日より施行する。
(平成7年1月28日一部改正、平成10年1月24日一部改正、平成13年1月27日改正、
平成15年1月19日一部改正)

松任市農業協同組合青年部支部規定

- 第1条 この規定は、松任市農業協同組合青年部規約第18条に基づき支部の機構及び運営につき定めるものとする。
- 第2条 各支部は、松任市農業協同組合青年部規約に基づいて活動を行うものとする。
- 第3条 各支部の事務局は、それぞれの農協4支店内におく。
- 第4条 各支部総会は、通常総会と臨時総会とし、支部長がこれを招集する。
- 第5条 各支部には、次の専門部をおく。 企画部 農業理解促進部 地域交流部
但し、支部長が必要と認めた場合には、他の部会を設けることができる。
- 第6条 各支部には支部長のほか、副支部長をおき、副支部長は支部長を補佐する。
- 第7条 各専門部には、部長および副部長をおき、部長は部の業務を統轄する。又、各部には部員若干名をおき、専門部活動の強化充実をはかる。
- 第8条 支部役員会は、次のものをもって構成し、必要に応じて支部長が招集する。
支部長 副支部長 各専門部長 専門部副部長
専門部会は、支部長の決裁を得て当該専門部長が招集する。

第9条 支部は地域密着型の活動を活発に行うため、13地区に地区青年部を設けることとする。地区青年部の規定は別途定める。なお、13地区とは次の地区とする。

中央支部	—	松任地区	一木地区	中奥地区	郷地区
北星支部	—	旭地区	御手洗地区	出城地区	
西南支部	—	宮保地区	笠間地区	柏野地区	石川地区
松南支部	—	林中地区	山島地区		

第10条 支部の事務を処理するため、各支部には事務局を設ける。

但し、これに定めのない事項については必要に応じ各支部において別途定める。

附 則

1. この規定は、昭和47年4月1日より施行する。

(平成7年1月28日一部改正、平成10年1月24日一部改正、平成13年1月27日改正)

松任市農業協同組合地区青年部規定

第1条 この規定は、松任市農業協同組合青年部支部規定第9条に基づき地区青年部の機構及び運営につき定めるものとする。

第2条 各地区青年部は、松任市農業協同組合青年部規約・支部規定に基づいて活動を行うものとする。

第3条 各地区青年部の事務局は、それぞれの農協4支店内におく。

第4条 各地区青年部総会は、通常総会と臨時総会とし、地区青年部長がこれを招集する。
地区青年部総会は、この地区青年部盟友をもって構成する。

第5条 各地区青年部には、次の専門部をおく。 企画部 農業理解促進部 地域交流部
但し、地区青年部長が必要と認めた場合には他の部会を設けることができる。

第6条 各地区青年部には地区青年部長のほか、地区青年部副部長をおき、副部長は部長を補佐する。

第7条 各専門部には、部長および副部長をおき、部長は部の業務を統轄する。又、各部には部員若干名をおき、地区内における専門部活動の充実強化をはかる。

第8条 地区青年部役員会は、次のものをもって構成し、必要に応じて地区青年部長が招集する。
地区青年部長 地区青年部副部長 各専門部部长 専門部副部長
専門部会は、地区青年部長の決裁を得て当該専門部長が招集する。

第9条 地区青年部の事務を処理するため、各地区青年部には事務局を設ける。

但し、これに定めのない事項については必要に応じ各地区青年部において別途定める。

附 則

1. この規定は、平成13年1月27日より施行する。